浅口市内の建築物における県産材等の 利用促進に関する方針

平成24年1月 令和5年10月変更

浅口市

浅口市内の建築物における県産材等の利用促進に関する方針

第1 目的

「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(以下「法」という。)に基づく、国の基本方針並びに県の方針に即し、「浅口市内の建築物における県産材等の利用促進に関する方針」(以下「方針」という。)を定め、建築物等への県産材等の利用促進を通じて、健全な森林の育成や地球温暖化の防止、循環型社会の形成に資することを目的とする。

本方針における公共建築物とは、広く市民の利用に供される公共性の高い建築物をいう。(公共団体以外の者が整備する建築物を含む。)また、県産材とは、岡山県内で生産された木材をいう。

第2 市内の建築物における県産材等の利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 1 県産材等の利用を促進する建築物
- (1) 建築物を整備するものは、法に基づく国の基本方針並びに県の方針、 並びにこの方針に沿って、建築基準法等の他法令の基準や木造化するこ とが困難な場合を除き、木質化に努め、県産材等の積極的な利用に努め るものとする。
- (2) 防災面や立地条件等から木造化が困難な場合のほか、純木造とする場合を比較して耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合には、木造と他工法の混構造も検討することとする。
- (3) 建築物の中高層、低層に関わらず、内装等の木質化が適切と判断された部分の木質化を図るものとする。
 - なお、木造化が困難な場合については、次の各号に記載したものをいう。
 - ①建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化すること が困難な場合
 - ②著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
 - ③施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性等により、木材の利用が困難な場合
 - ④施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化すること が困難な場合
 - ⑤その他、木造化することが困難な場合

2 施策の具体的方向

(1) 市の取組

法に基づく国の基本方針並びに県の方針、並びにこの方針に沿って、自ら整備する公共建築物の木造化、木質化を促進するとともに、市以外の者が整備する建築物においても、積極的に県産材等が利用されるよう、事業者に幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るものとする。

(2) 住宅における木材の利用の促進

木材用途の中で、住宅分野で利用される木材の量は多く、木材需要拡大に直接つながることから、市内の住宅において新築やリフォームを行うにあたって、住宅の木材利用に県産材等の活用を促進する。

第3 公共建築物における県産材等の利用の促進のための施策に関する 基本的事項

1 県産材等の利用を促進する公共建築物

公共建築物を整備する者は、県産材等の積極的な利用に努めるものとする。

	公 共	建		築		物	
教育施設	幼稚園、学校等	į	Ē	動	施	設	体育館、水泳場等
社会福祉施設	老人ホーム、保育所等	住	Ε 4	宅	施	設	公営住宅等
社会教育施設	図書館、公民館等	彳	ĵ ĵ	政	施	設	庁舎等
医療施設	病院、診療所	7	<u>-</u> の	他么	共公	交通	幾関の施設及び休憩所等

2 積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲

公共建築物を整備する者は、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、コストや技術面で木造化が困難であるものを除き、1の県産材等の利用を促進する公共建築物において、木造化に努めるものとする。

ただし、木造と非木造の混構造とすることが、耐火性や強度に優れ、間取りなど建築設計の幅も拡がり、純木造と比較して合理的となる場合には、その採用についても検討するものとする。また、災害時の活動拠点等に必要な施設、治安上等の目的等から木造以外とすべき施設については対象外とする。

3 施策の具体的方向

公共建築物を整備する者は、建築材料はもとより、公共工事など建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としても、県産材等の利用に努めるものとする。

(1) 公共建築物

2の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則、木造化とし、木造化が困難と判断される場合でも内

装等は木質化に努めるものとする。

(2)公共工事

コスト面を勘案の上、県産材等を利用し、環境に配慮した自然共生型の工種・工法の採用に努めること。

(3) その他

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文 具類等の消耗品については、県産材等製品導入に努めるものとする。 暖房器具やボイラーを設置する場合は、県産材等木質バイオマスを 燃料とするものの導入に努めるものとする。

第4 市が整備する公共建築物における県産材の利用の目標

- 1 市有施設での木造・木造化
- (1) 市有施設の建築にあたっては、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の施設は木造化に努める。また、3階建て以上の建築物についても、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、コストや技術面で木造化が困難であるものを除き、木造化に努め、木造と非木造の混構造とする場合を含め、CLTや木質耐火部材等の積極的な利用を検討する。
 - ①建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化すること が困難な場合
 - ②著しく費用を要するなど、費用対効果の観点から木造化が適当でない場合
 - ③施設の内容や、構造に要求される性能・耐久性等により、木材の利用が困難な場合
 - ④施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化すること が困難な場合
 - ⑤その他、木造化することが困難な場合
- (2) 木造以外の施設にあっても、木造化が可能な床や壁等の内装材については、法令上の制限等がある場合を除き積極的に木質化を図る。
- (3) 市民の健康的で安らぎのある公共空間を供する施設や地域のシンボル 的な施設また多くの市民の利用が見込まれる施設は、重点施設としてよ り積極的に木造・木質化に努めるとともに、ロビー・応接用テーブル・ 椅子などの備品等に県産材を用いた製品を積極的に使用する。

2 公共工事における県産材の利用

市が実施する公共工事においては、木材を利用可能な施設(工種・工法)等

において、工事箇所の周辺環境や利用上のコスト、施設として必要な性能等を 勘案しつつ、県産材や県産木製品の利用に努めるものとする。

第5 その他市内の建築物における県産材等の利用の促進に必要な事項

1 コスト面で考慮すべき事項

公共建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易となるよう設計 上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。

この場合、その計画・設計等の段階から、建設コストのみならず、維持管理 及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルについても十分留意するとと もに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合 的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、公共建築物における木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入に当たっては、当該暖房器具やボイラーの導入及び燃料の調達コストのみならず、燃焼灰の処分を含む維持管理コストについても留意するものとする。

木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)に定められている耐用年数については木造の建築物のものが、非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

2 体制の整備に関する事項

市は、県産材等の円滑な利用を推進するため、関係機関との円滑な連絡調整等を行う。

3 普及啓発に関する事項

市有木造施設の管理者は、施設の来訪者に木のぬくもりや香りなど木の良さ等の普及啓発に努める。

また、公共団体以外の者が整備する公共建築物のほか、展示効果や中大規模建築物などの先駆性、普及性の高い民間建築物や非住宅建築物においても、積極的に県産材等が利用されるよう、建築物の整備主体に幅広く呼びかけ、その理解と協力を得るものとする。